参考資料2

学校及び教員を取り巻く状況に関する参考資料

１．学校現場が抱える問題の状況について
　①不登校の現状について
　②暴力行為の現状について
　③いじめの現状について
　④日本語指導が必要な外国人児童生徒の推移
　⑤通級による指導を受けている児童生徒数の推移（公立小・中学校合計）
　⑥特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移
　⑦要保護及び準要保護児童生徒数の推移（平成７年度～平成２２年度）
　⑧児童相談所における児童虐待相談対応件数等
２．教員のＩＣＴ活用指導力の推移
３．養護教諭に関する各種データ
４．児童生徒の食生活を取り巻く状況
５．平成２２年度　指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について（概要）
６．平成２２年度　教育職員に係る懲戒処分等の状況について（概要）
７．教員を取り巻く状況（教員の保護者や地域住民への対応）
８．地域の教育力に関する意識
９．家庭の教育力に関する意識
10．学校支援地域本部事業　実施状況（平成２２年１０月現在）
11．学校評議員（類似制度を含む）を設置している公立学校
12．学校評価等実施状況調査結果（平成２０年度間）～学校関係者評価～
13．我が国の子どもたちの学力と学習の状況①
14．我が国の子どもたちの学力と学習の状況②
15．中高一貫教育校について
16．学校規模の現状について

学校現場が抱える問題の状況について

不登校児童生徒の割合

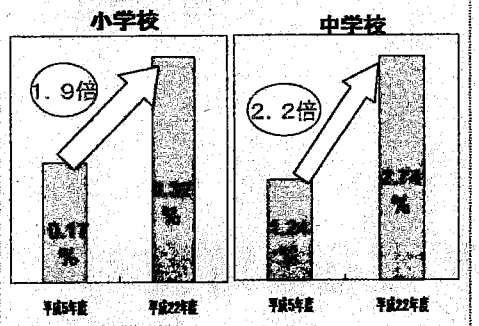

（注1）国・公・私立学校のデータ
（注2）平成22年度調査結果には、岩手県、宮城県、福島県は含んでいない

学校内での暴力行為の件数

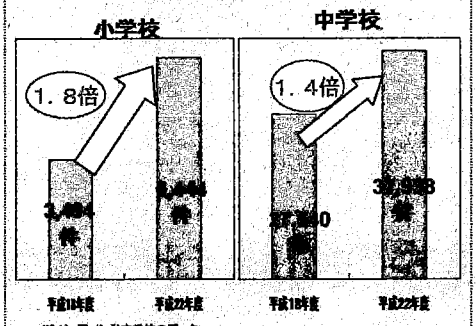

（注1）国・公・私立学校のデータ
（注2）平成22年度調査結果には、岩手県、宮城県、福島県は含んでいない

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

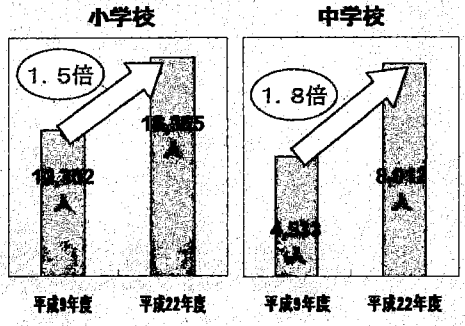

（注）公立学校のデータ

通級による指導を受けている児童生徒数

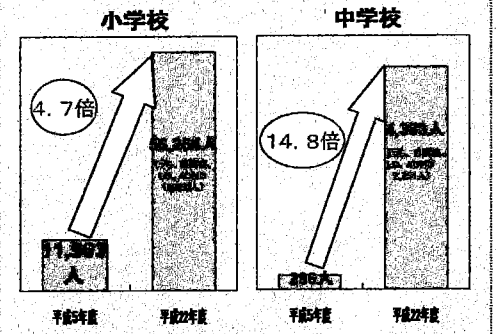

（注）通級学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
・LDおよびADHDは、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定された。
併せて、自閉症も対象として明示された。（自閉症については、平成17年度以前は主に情緒障害の通級指導の対象として対応）
・小・中学校における通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合は、約6.3%と推計されている。（平成14年調査）

特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)

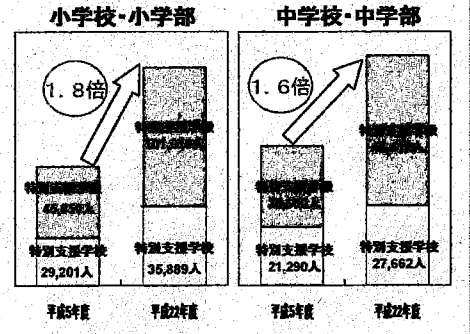

（注）平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

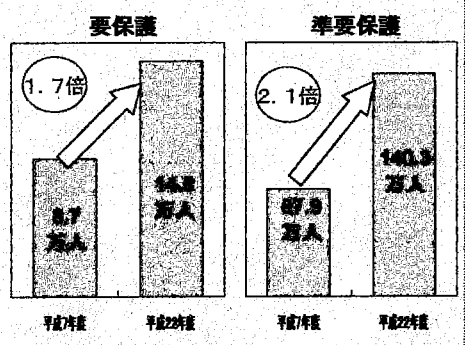

（注）要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

不登校の現状について

●不登校児童生徒数(国公私立・小・中・高)

平成22年度：168,055人（前年度174,160人）

小学校：　21,675人（308人に１人）
中学校：　93,296人（ 37人に１人）
高等学校：53,084人（ 60人に１人）

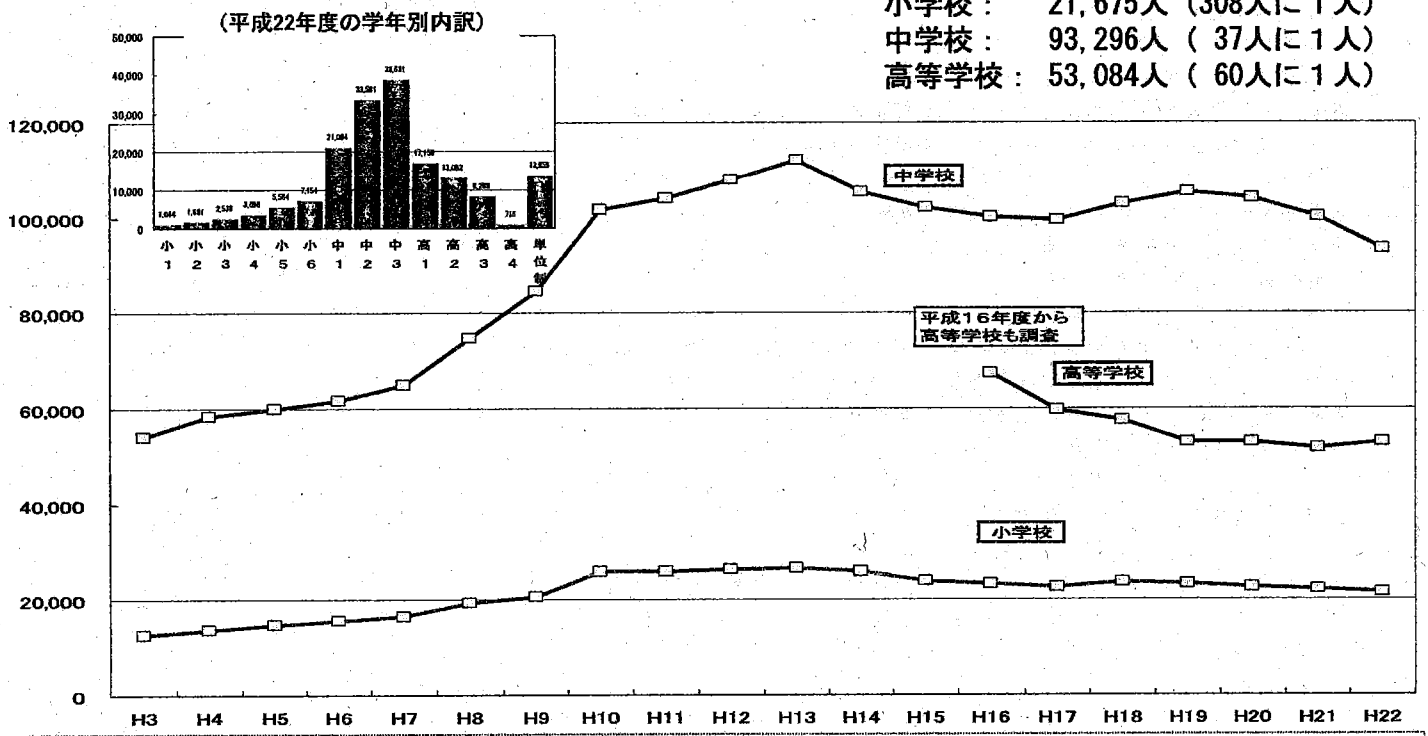

（注1）不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」
（注2）平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

文部科学省　児童生徒課「平成22年度　児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

暴力行為の現状について

●暴力行為の発生件数(国公私立・小・中・高)

平成22年度:58,899件(前年度60,915 件)(国公私立小・中・高)

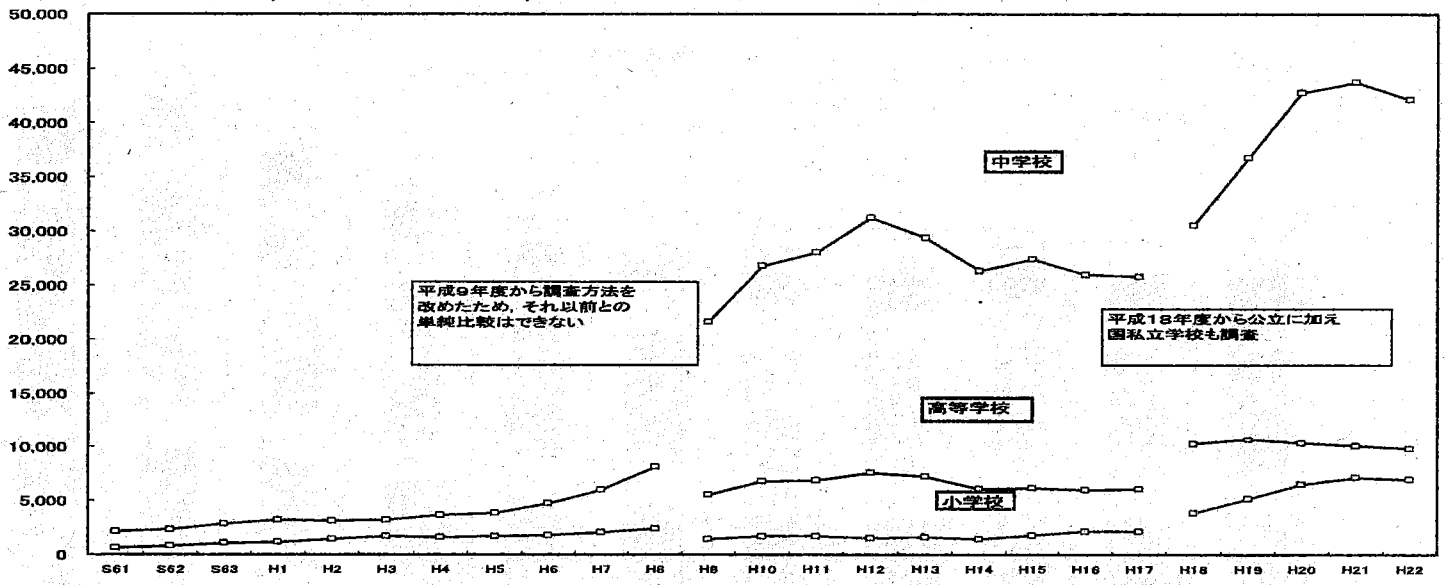

(注1)平成18年度から、
- 国私立を調査対象に追加。
- 怪我や外傷、診断書、被害届の有無に関わらず、暴力行為があれば全て計上することを明確化。
- 暴力行為の定義を「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」として調査。
- なお、本調査においては、「当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないなといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

(注2)平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

文部科学省 児童生徒課「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

いじめの現状について

●いじめの認知件数(国公私立・小・中・高)

平成22年度:75,295件(前年度72,778 件)(国公私立小・中・高)

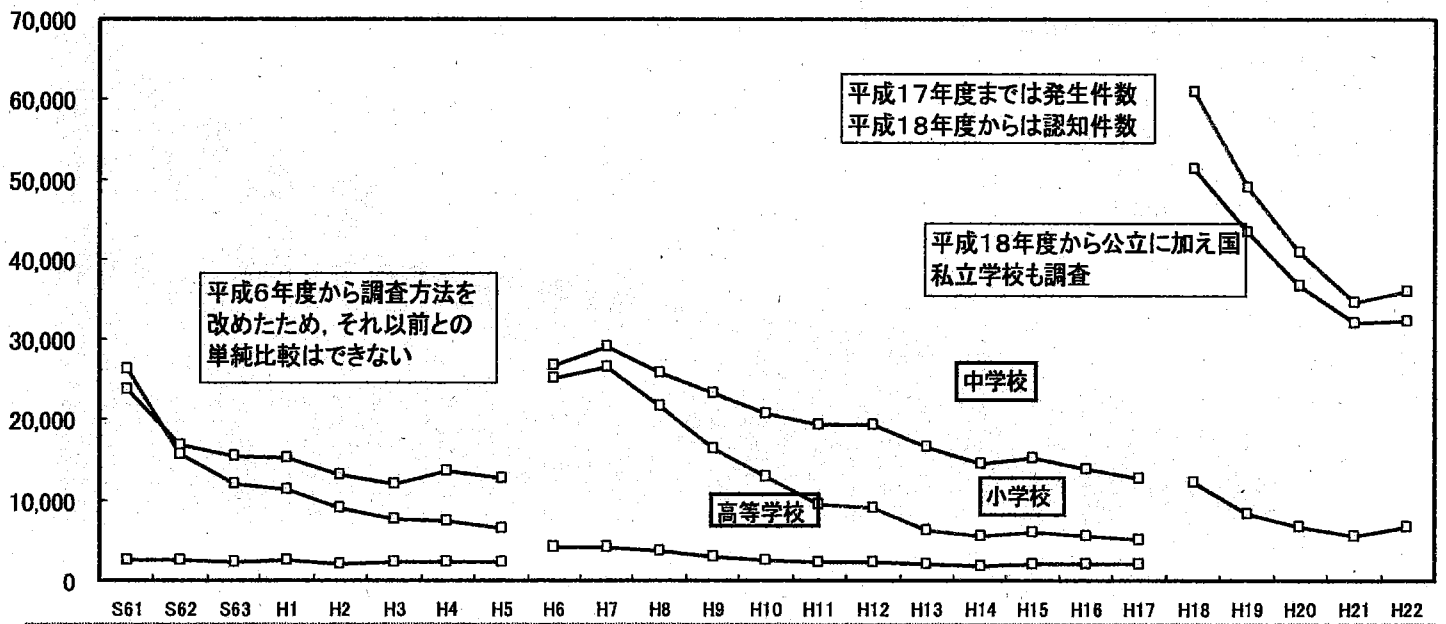

(注1)平成18年度から、
- 国私立を調査対象に追加。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直し、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とした。
- アンケート調査や個別面談など、直接状況をきく機会を設けるよう徹底

(注2)平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

文部科学省 児童生徒課「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

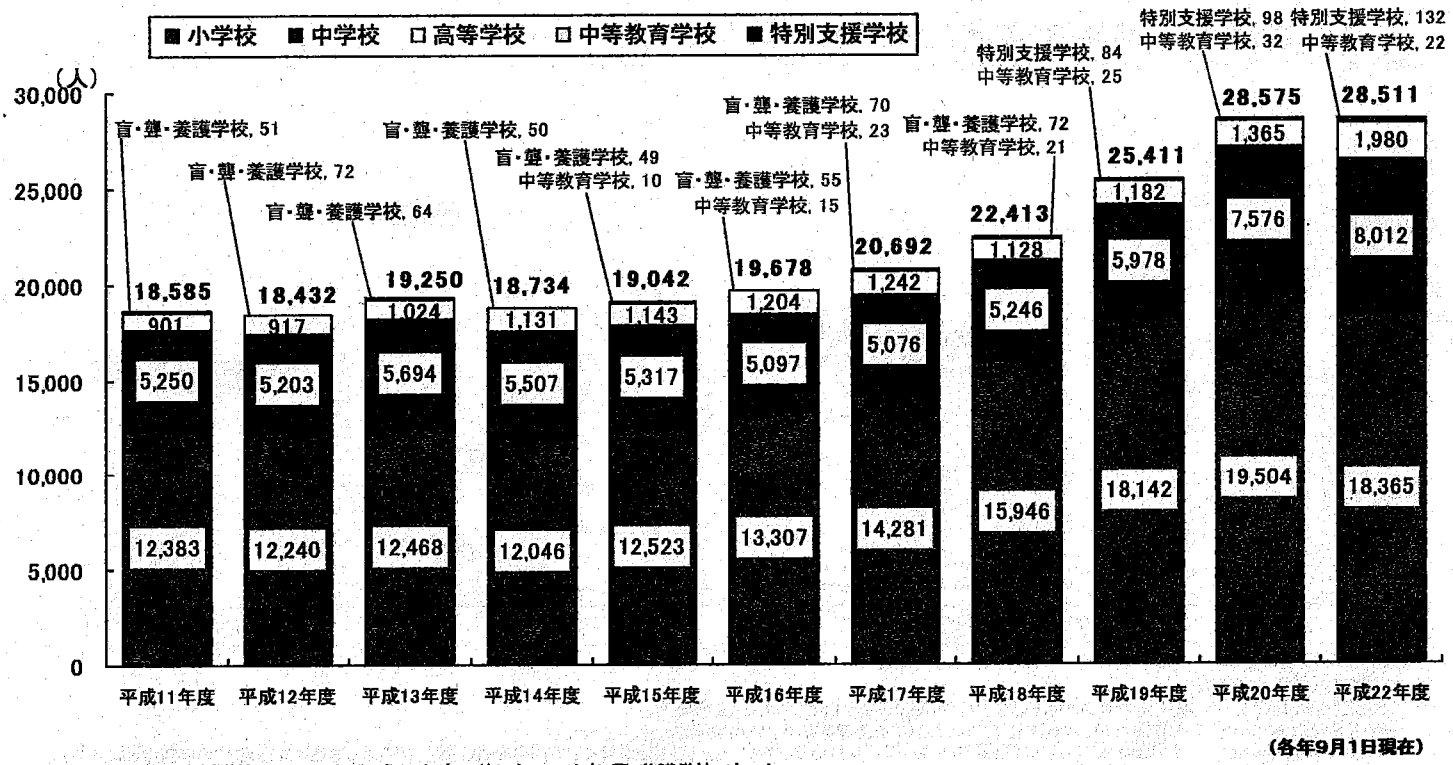

(各年9月1日現在)

※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。
※本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

出典:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)

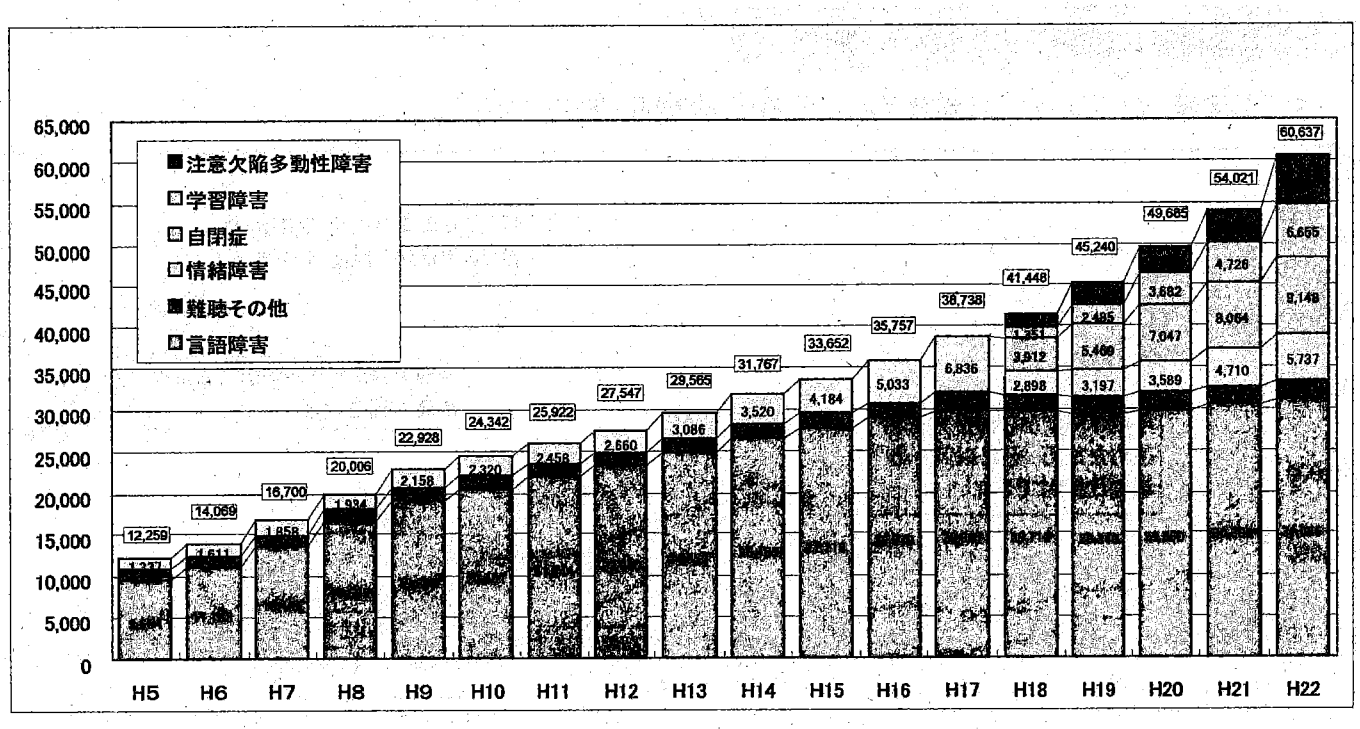

【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在
※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移

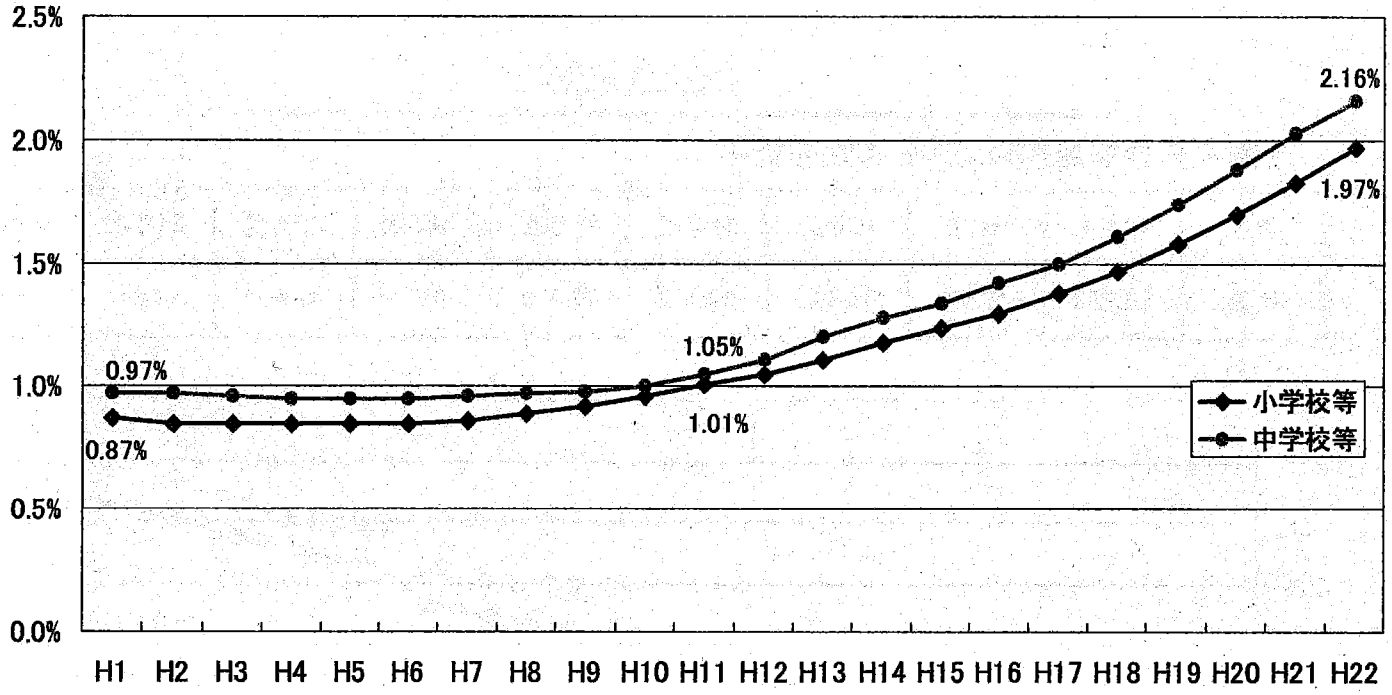

出典:学校基本調査報告書

要保護及び準要保護児童生徒数の推移(平成7年度～平成22年度)

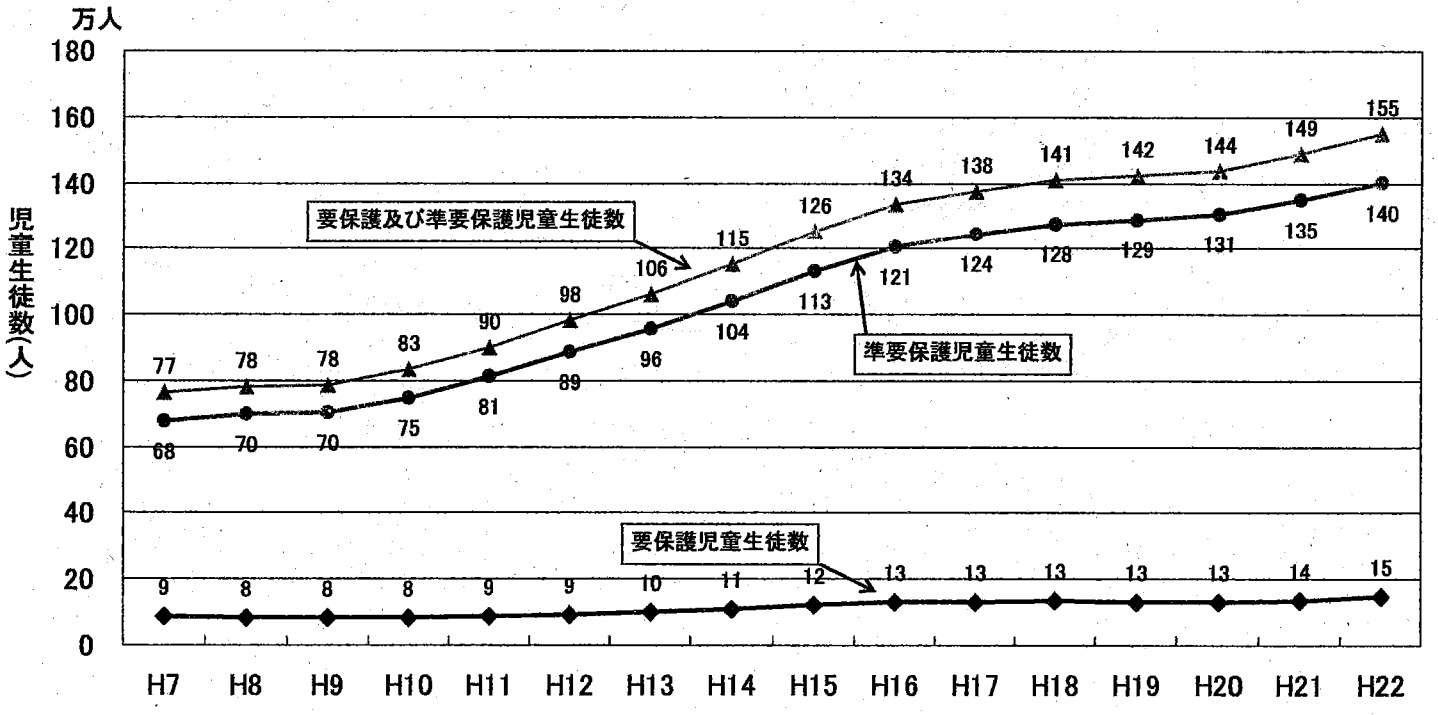

※要保護児童生徒数‥‥生活保護法に規定する要保護者の数
※準要保護児童生徒数‥要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

児童相談所における児童虐待相談対応件数等

平成22年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

55，154件

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	55,154

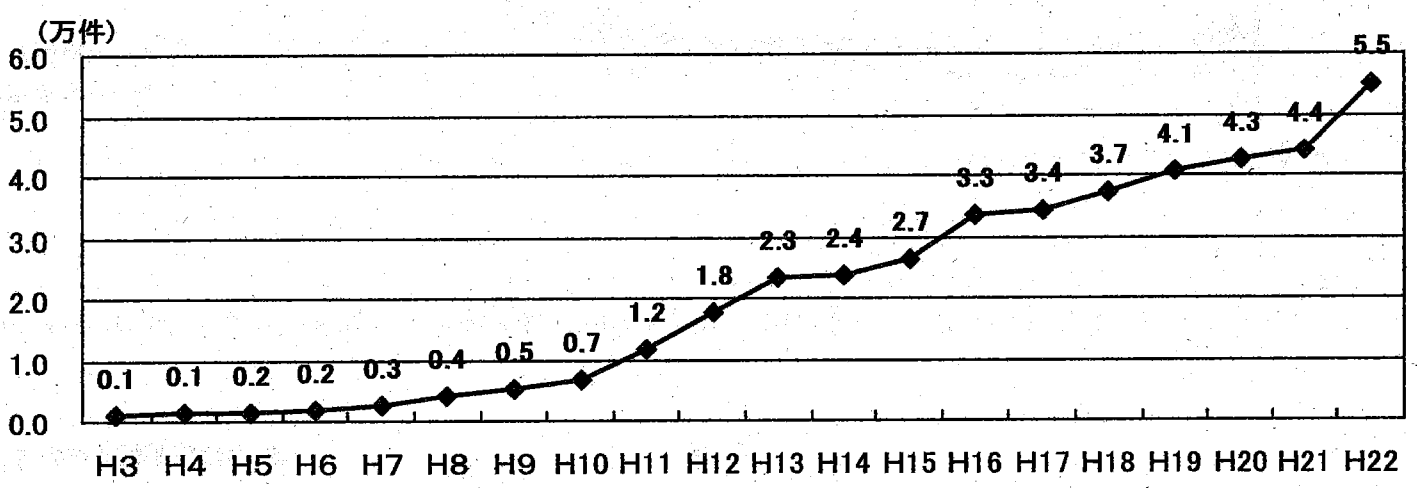

出典「厚生労働省　福祉行政報告例」

教員のＩＣＴ活用指導力の推移

※ 調査対象：全国の全公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）

※ICT（Information and Communication Technology　コンピュータやインターネットなどの情報通信技術）

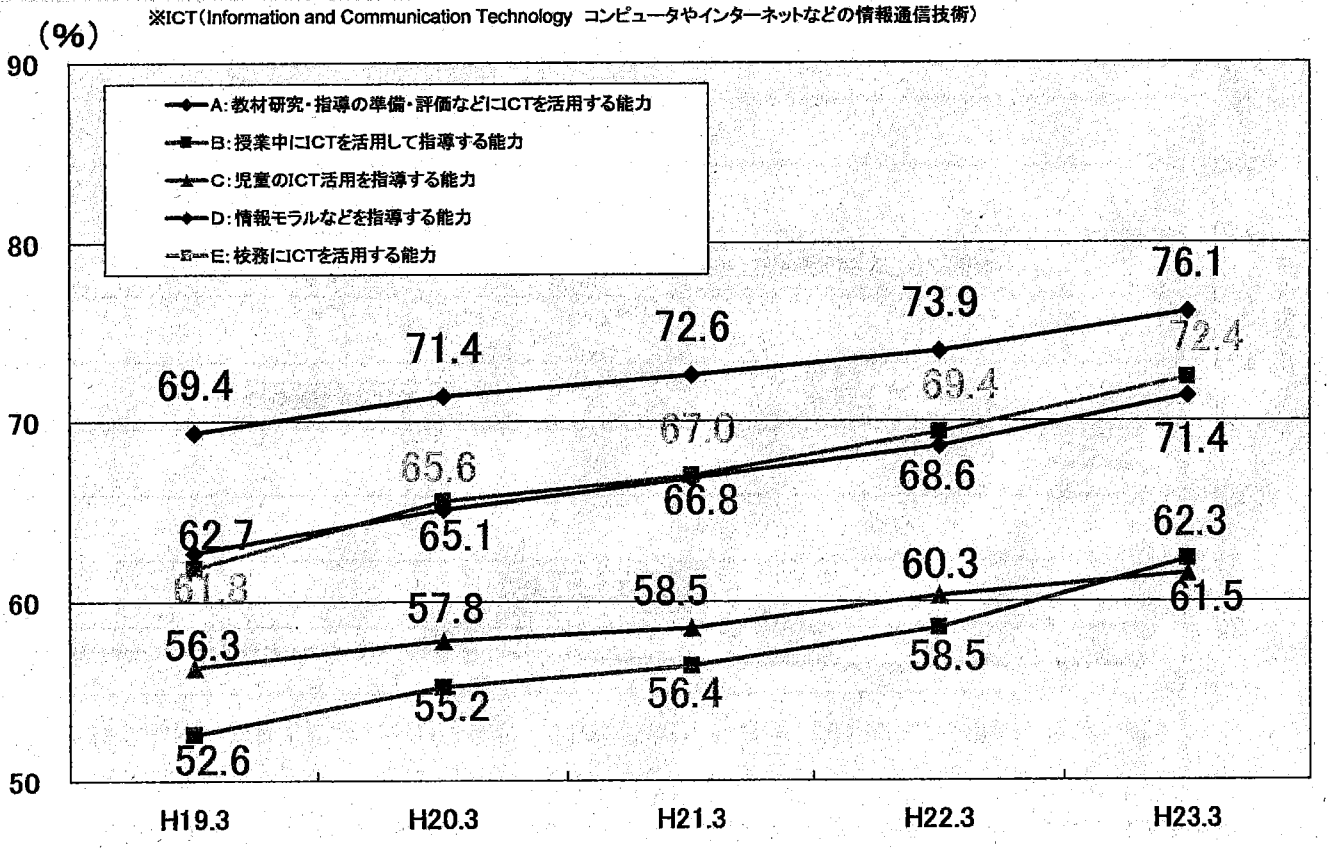

※ 東日本大震災の影響による回答不可能学校（373校）を除いた数値である。

（平成22年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成23年3月現在））

上位・下位都道府県（教員のＩＣＴ活用指導力・全校種）

※ 調査対象：全国の全公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）

		上位5都道府県		下位5都道府県	
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	76.1%（H23.3.1）	1位 三重県	90.5%	43位 東京都	72.0%
		2位 愛媛県	89.8%	44位 宮崎県	72.0%
		3位 高知県	86.4%	45位 大阪府	71.7%
		4位 沖縄県	85.4%	46位 滋賀県	70.8%
		5位 茨城県	84.6%	47位 奈良県	70.4%
B 授業中にICTを活用して指導する能力	62.3%（H23.3.1）	1位 三重県	84.8%	43位 青森県	55.6%
		2位 愛媛県	82.5%	44位 山形県	54.8%
		3位 高知県	77.9%	45位 奈良県	54.2%
		4位 岡山県	75.6%	46位 滋賀県	54.1%
		5位 茨城県	75.4%	47位 島根県	53.7%
C 児童・生徒のICT活用を指導する能力	61.5%（H23.3.1）	1位 三重県	82.6%	43位 富山県	55.4%
		2位 愛媛県	81.5%	44位 奈良県	53.8%
		3位 高知県	76.1%	45位 愛知県	53.8%
		4位 茨城県	75.7%	46位 滋賀県	53.0%
		5位 岡山県	72.9%	47位 神奈川県	53.0%
D 情報モラルなどを指導する能力	71.4%（H23.3.1）	1位 三重県	88.5%	43位 長野県	64.5%
		2位 愛媛県	87.7%	44位 山形県	64.5%
		3位 高知県	84.4%	45位 滋賀県	63.8%
		4位 茨城県	82.2%	46位 奈良県	63.4%
		5位 岡山県	80.4%	47位 富山県	62.7%
E 校務にICTを活用する能力	72.4%（H23.3.1）	1位 三重県	88.6%	43位 愛知県	67.2%
		2位 岡山県	87.7%	44位 静岡県	67.2%
		3位 愛媛県	87.2%	45位 滋賀県	66.6%
		4位 高知県	82.0%	46位 大阪府	66.3%
		5位 茨城県	81.7%	47位 奈良県	63.3%

※「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の大項目別の割合。

※ 東日本大震災の影響による回答不可能学校（373校）を除いた数値である。

（平成22年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（平成23年3月現在））

養護教諭に関する各種データ

1. 児童生徒一回平均の養護教諭の対応時間

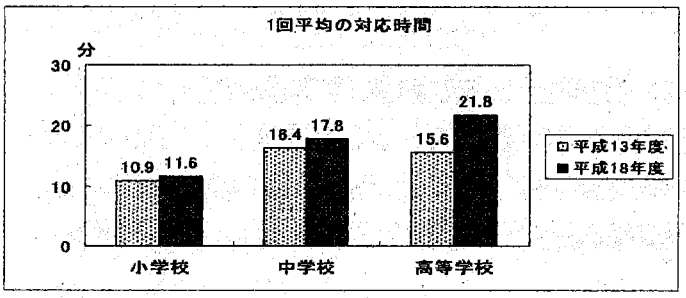

○ 児童生徒の保健室利用者の1人1回平均の対応時間は、どの校種においても増加

2. 保健室登校の児童生徒数

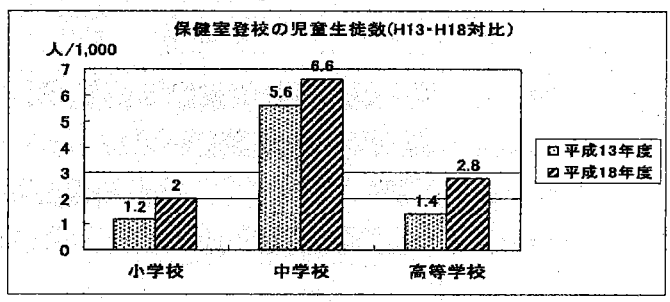

○ 保健室登校の児童生徒数は、どの校種においても増加

3. 保健室来室者のうち健康相談の必要性のある児童生徒の割合

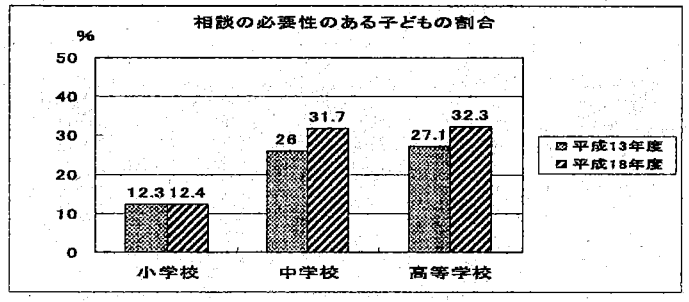

○ 保健室来室者のうち健康相談の必要性「有」の児童生徒の割合は、小学校は横ばい、中学校、高等学校はともに増加

4. 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒の人数

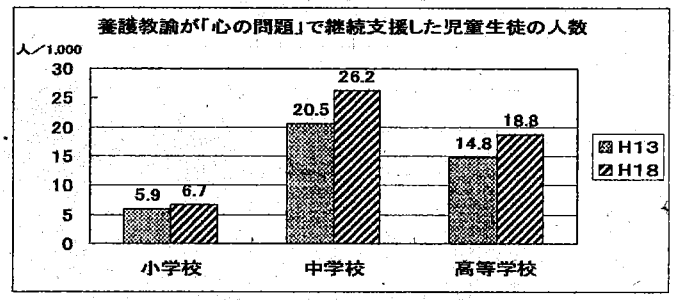

○ 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒数は、どの校種においても増加

養護教諭に関する各種データ

5. メンタルヘルスに関する問題で養護教諭が支援した子どもの問題別の割合

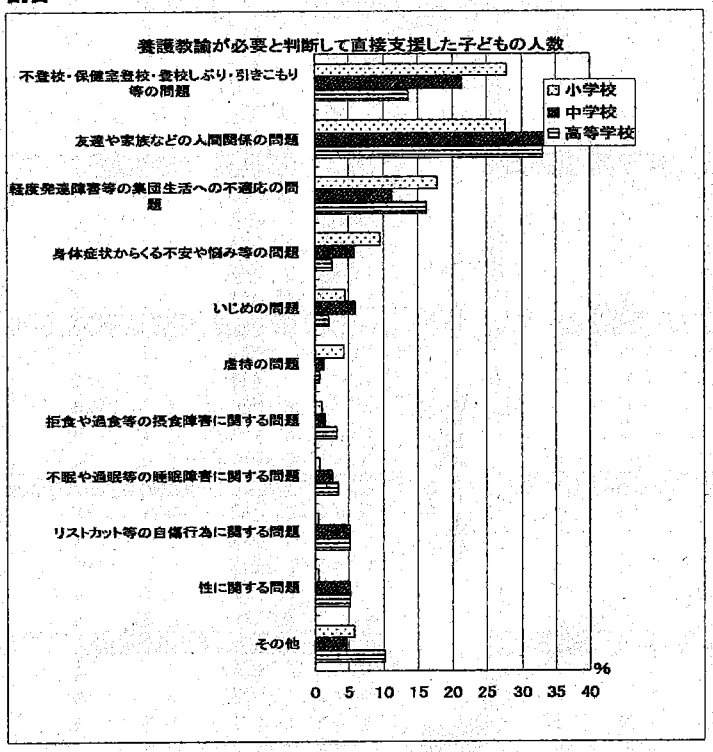

○ 養護教諭が必要と判断して支援した、メンタルヘルスに関する主な問題は、小学校では「不登校・保健室登校・登校しぶり・引きこもりなどの問題」が一番多く、中学校と高等学校では「友達や家族などの人間関係などの問題」が一番多い

6. 児童生徒の1日平均の保健室利用者数（大規模養護教諭一人配置校と複数配置校の比較）

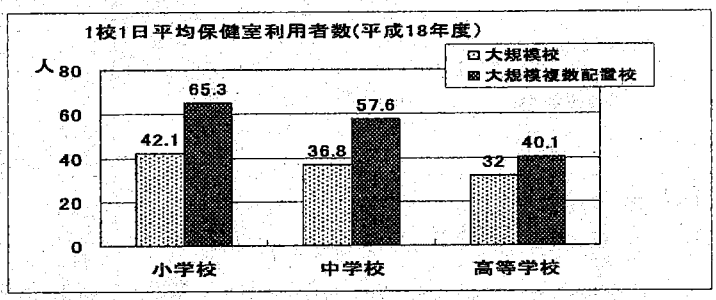

児童生徒の1校1日平均の保健室利用者数は、大規模の養護教諭一人配置校と複数配置校とを比較すると、小学校、中学校、高等学校ともに複数配置校の方が多く、多数の児童生徒に対応できている。

※出典
1. 2. 3. 4. 6：保健室利用状況に関する調査報告書
平成18年度調査結果（財団法人日本学校保健会）
5：子どものメンタルヘルスの理解とその対応（財団法人日本学校保健会）

児童生徒の食生活を取り巻く状況

（1）朝食欠食

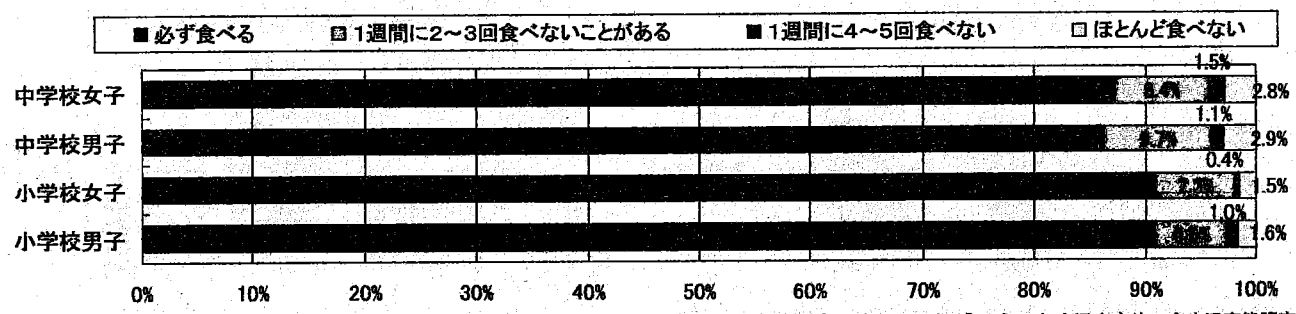

出典（独）日本スポーツ振興センター「平成19年度児童生徒の食生活実態調査

（2）肥満傾向

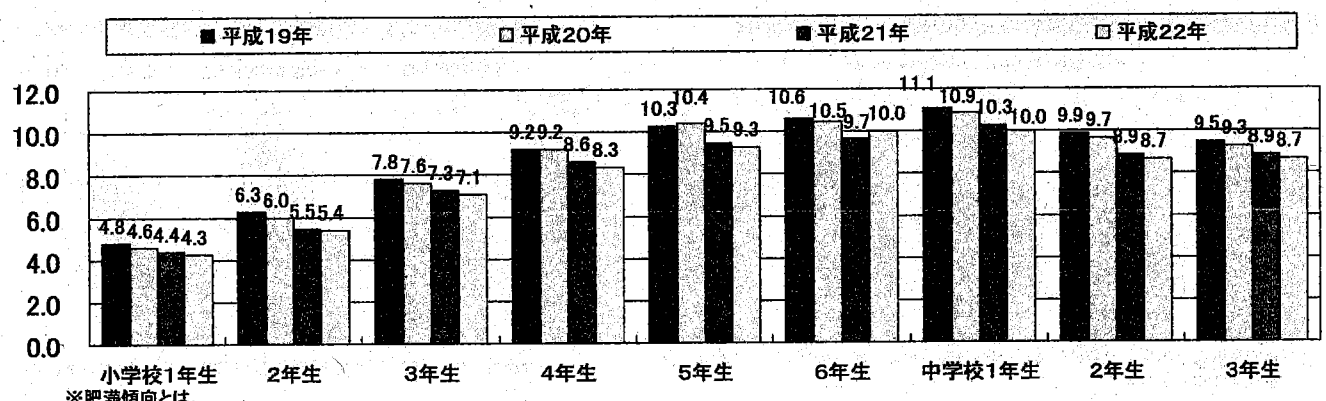

※肥満傾向とは、
性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上のものをいう。

出典：文部科学省「学校保険統計調査」

児童生徒の食生活を取り巻く状況

(3)痩身傾向

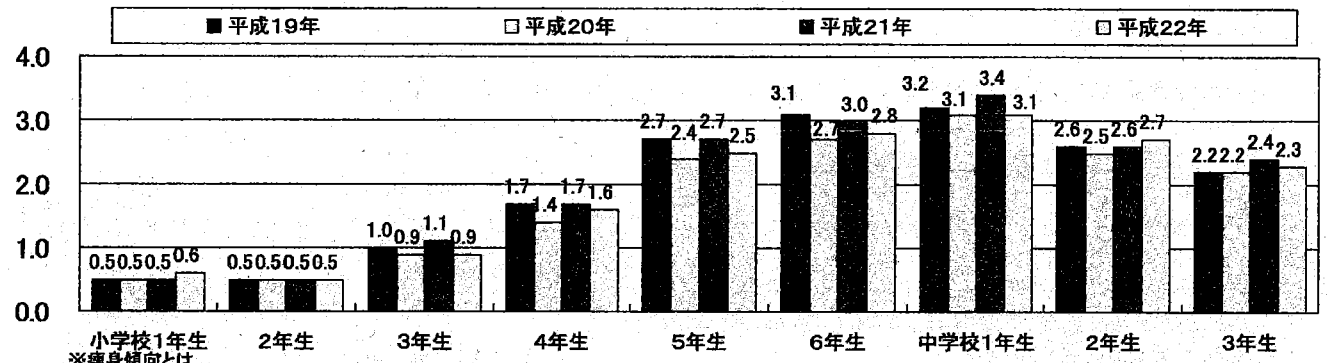

※痩身傾向とは、
性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が－20%以下のものをいう。

出典:文部科学省「学校保険統計調査」

(4)朝食欠食の摂取状況と体力合計点

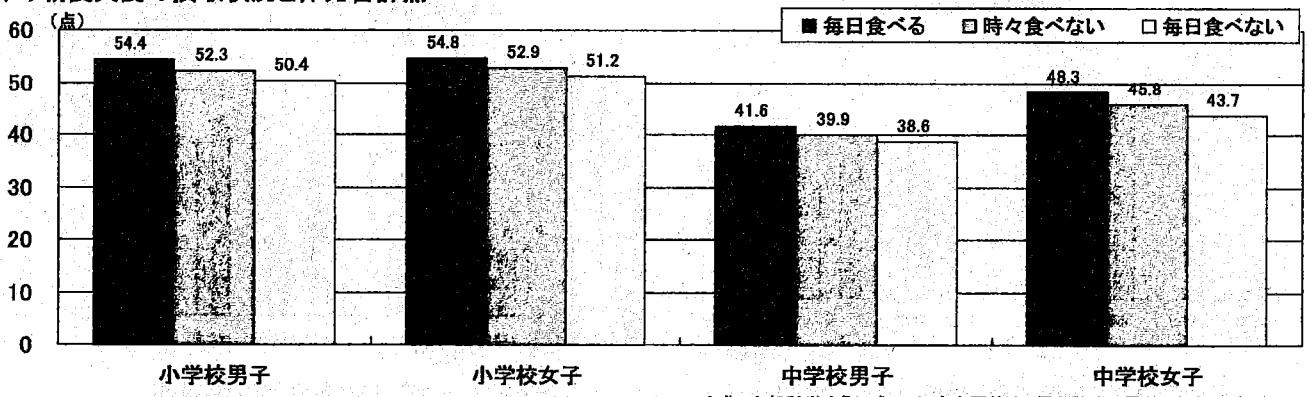

出典:文部科学省「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
(対象):小学校5年生　約1万9千校、中学校2年生　約9千校

児童生徒の食生活を取り巻く状況

(5)朝食の摂取と学力調査の平均正答率

※朝食を毎日食べていますか

小学校

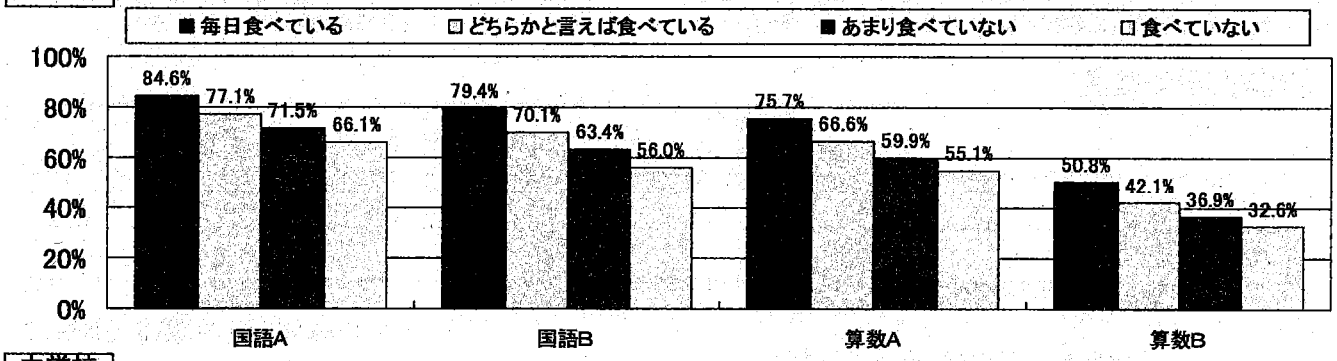

中学校

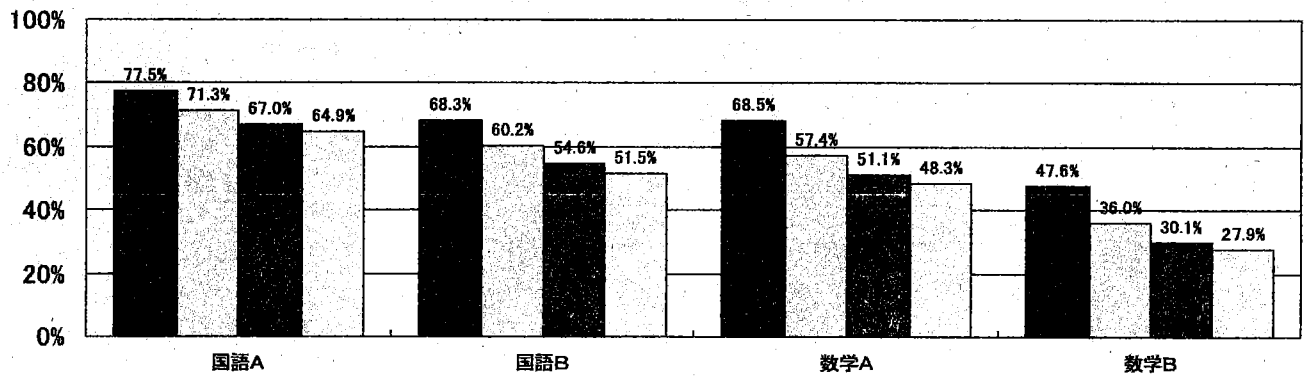

出典:文部科学省「平成21年度全国学力・学習状況調査」
(対象:小学校6年生約115万人、中学校3年生約108万人)

平成22年度　指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について（概要）

1. 調査対象・調査時点

全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象として、平成22年度の状況について調査

2. 指導が不適切な教員の認定者数

全ての教育委員会において指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、22年度における現場復帰（62名）や退職等した者（35名）を含め、これまでの取組の中で、現場復帰（892名）や退職等した者（777名）がでており、一定の対応が進められている。

認定者総数（①+②+③）	①22年度に研修を受けた者								②研修受講予定者のうち、別の措置がなされた者	③23年度から研修対象者
		現場復帰	依願退職	分限免職	分限休職	転任	研修継続	その他（免職・採用※1 他の研修受講 2）		
208	140	62	29	3	10	3	30	3	3	65

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2の規定による免職・採用

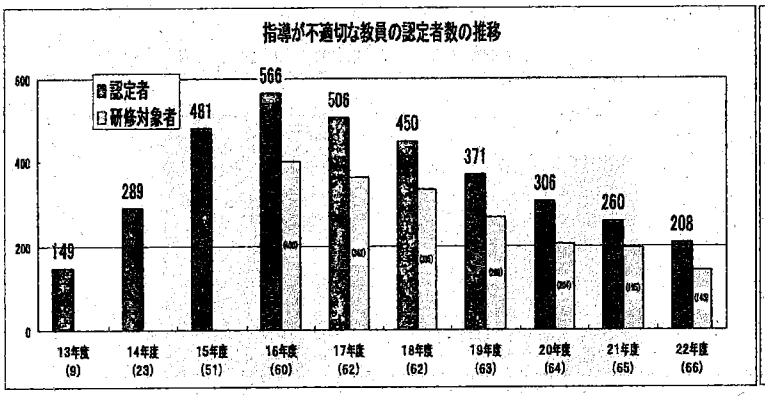

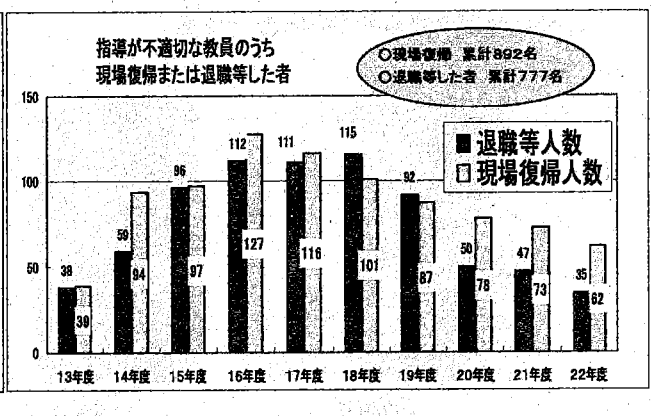

※ 研修対象者（当該年度）については、16年度より調査。
※ 年度の下のカッコは、指導が不適切な教員を認定する人事管理システムを導入している県市の数を示す。

※ 退職等人数には、依願退職、分限免職、転任が含まれる。
※ 現場復帰、退職等した者の累計人数は平成12年度からの合計。

平成22年度　教育職員に係る懲戒処分等の状況について（概要）

（調査対象）

平成22年度中における、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対してなされた懲戒処分等及び分限処分。

1. 懲戒処分等の状況

年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	（単位：人）総計
	免職	停職	減給	戒告	合計			
平成22年度	187 (0)	163 (0)	220 (43)	335 (51)	905 (94)	3,397 (771)	2 (0)	4,304 (865)
（参考）平成21年度	166 (0)	148 (0)	246 (23)	383 (114)	943 (137)	7,031 (915)	7 (0)	7,981 (1,052)

※（　）内は、監督者責任により懲戒処分等を受けた者で外数。

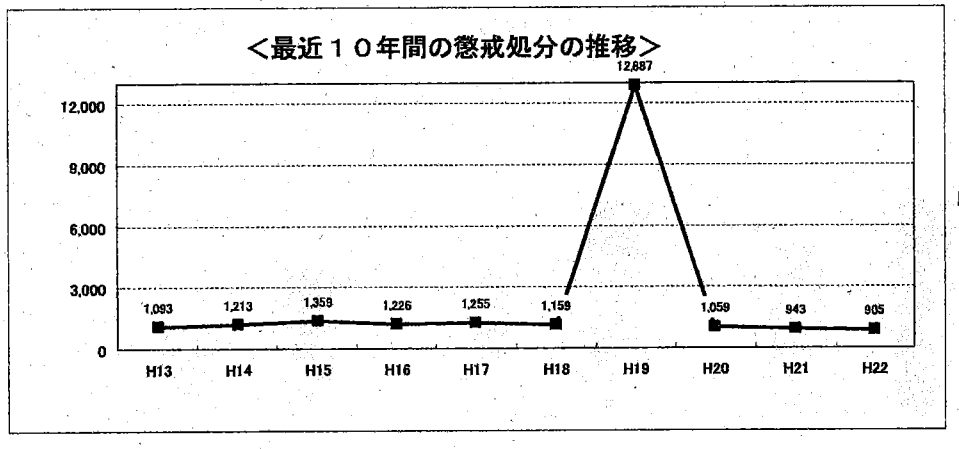

平成22年度懲戒処分の事由別割合

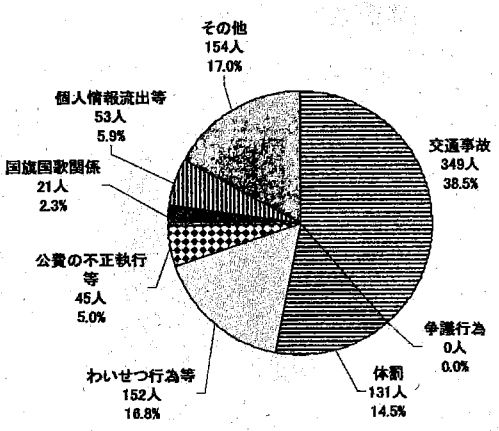

＜平成22年度　処分事由別の内訳及び前年度比増減＞

（単位：人）

処分事由	①懲戒処分	前年度比	②訓告等	③諭旨免職	合計（①+②+③）	前年度比	（参考）最近10年間で最も多かった件数（年度）
交通事故	349	▲ 29	2,287		2,636	214	2,636 （H22）
争議行為	0	0			0	0	13,623 （H19）
体罰	131	▲ 19	226		357	▲ 36	494 （H15）
わいせつ行為等	152	14	21	2	175	22	196 （H15）
公費の不正執行又は手当等の不正受給	45	20	310		355	▲ 16	371 （H21）
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	21	▲ 3	3		24	▲ 23	200 （H15）
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	53	5	168		221	▲ 65	286 （H21）
その他の服務違反等に係るもの	154	▲ 26	382		536	▲3,773	4,309 （H21）
合　計	905	▲ 38	3,397	2	4,304	▲3,677	

（注）個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。

主な増減

○前年度に比べて増加した主なものは、**「交通事故」**が214人増となっている。

○前年度に比べて減少した主なものは、**「その他の服務違反等に係るもの」**が3，773人減、**「個人情報の不適切な取扱いに係るもの」**が65人減となっている。

2．分限処分の状況

区　分	降　任	免　職	休職				降　給	合　計
			病気休職	（うち精神疾患）	起訴休職	その他		
平成22年度	2	9	8,660	（ 5,407 ）	25	203	0	8,899
（参考）平成21年度	0	12	8,627	（ 5,458 ）	21	209	0	8,869

病気休職者数等の推移（平成13年度～平成22年度）

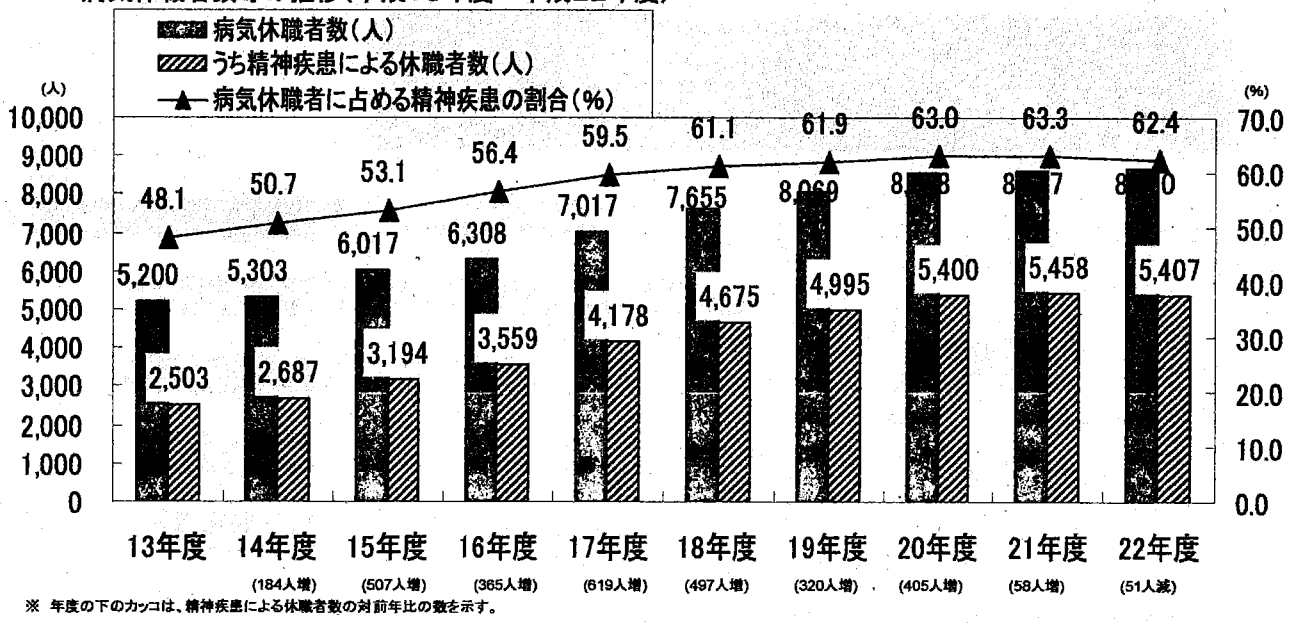

※　年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対前年比の数を示す。

教員を取り巻く状況（教員の保護者や地域住民への対応）

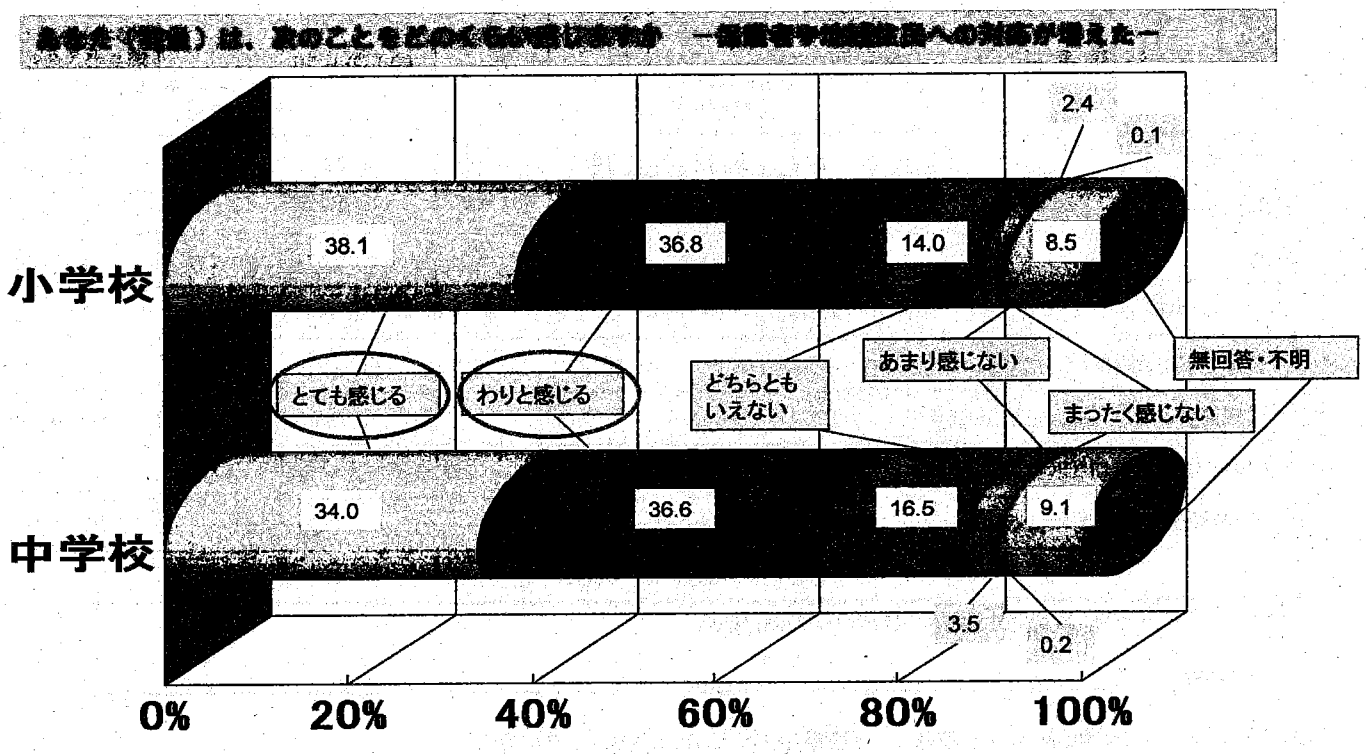

文部科学省委託調査研究「教員勤務実態調査（小・中学校）報告書」（平成18年度）より作成

地域の教育力に関する意識

保護者に「地域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、過半数が「以前に比べて低下している」（55.6%）と回答。一方、「以前に比べて向上している」（5.2%）、「以前と変わらない」（15.1%）は低い割合。

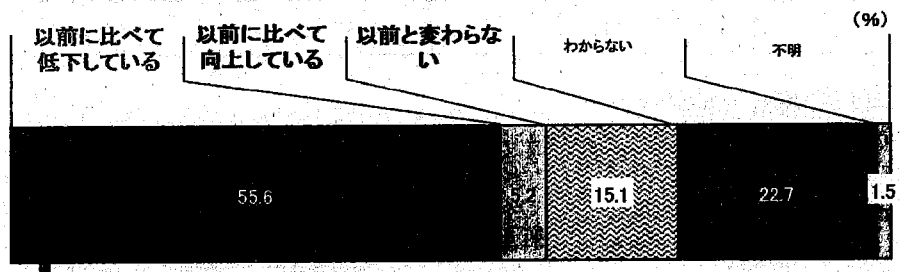

その理由

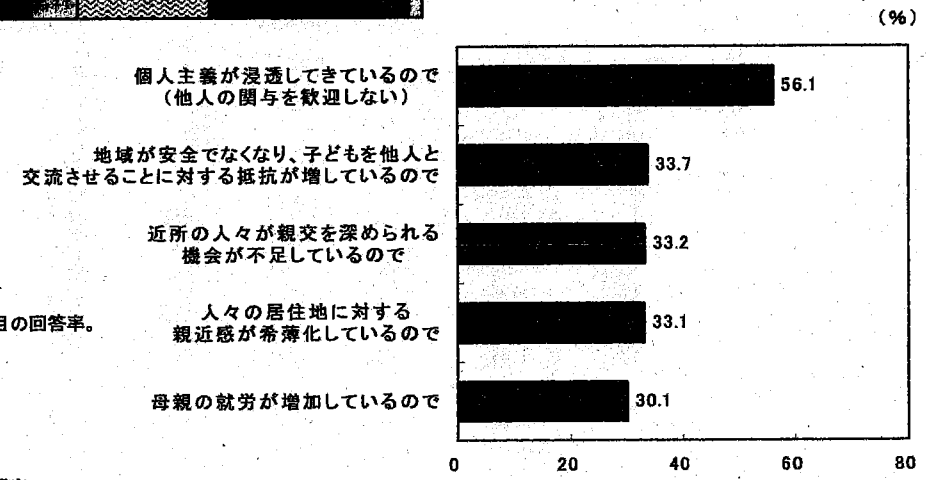

※14項目の中から3つまで選択。上記グラフは上位5項目の回答率。

文部科学省「平成17年度地域の教育力に関する実態調査」

家庭の教育力に関する意識

約8割の親が家庭の教育力が低下していると実感

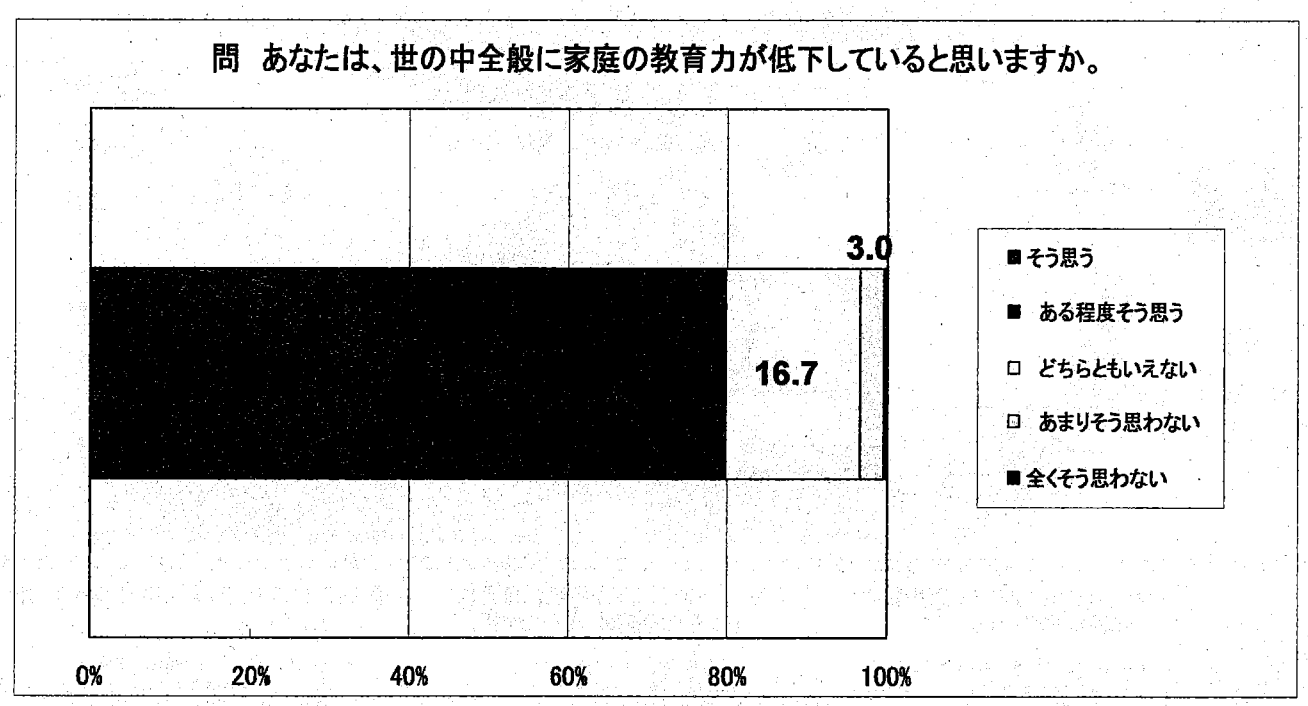

出典　文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(平成20年度)
調査対象:0歳～18歳の子どもを持つ20歳～54歳の父母3，000人

学校支援地域本部事業　実施状況

(平成22年10月現在)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
執行額	委託 1，786百万円	委託 1，942百万円 補助　16百万円	委託 2，358百万円 補助　47百万円
実施市町村数	867市町村	1，004市町村	1，005市町村
学校支援本部数	2，176本部	2，405本部 (委託2，336本部　補助69本部)	2，540本部 (委託2，341本部　補助199本部)
実施小中学校数	6，494校 (小4，527校　中1，967校)	7，735校 (小5，381校　中2，354校)	8，557校 (小5，903校　中2，654校)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

※図中の数値は、H23.4.1現在

●コミュニティ・スクールとは
・コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。

これを通じて → 地域とともにある学校の実現

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により導入。平成16年9月9日より施行。

H23.4.1現在
789校が指定
（前年比160校増）
●32都府県で実施（前年比1箇所増）
●99市区町村が指定（前年比17箇所増）

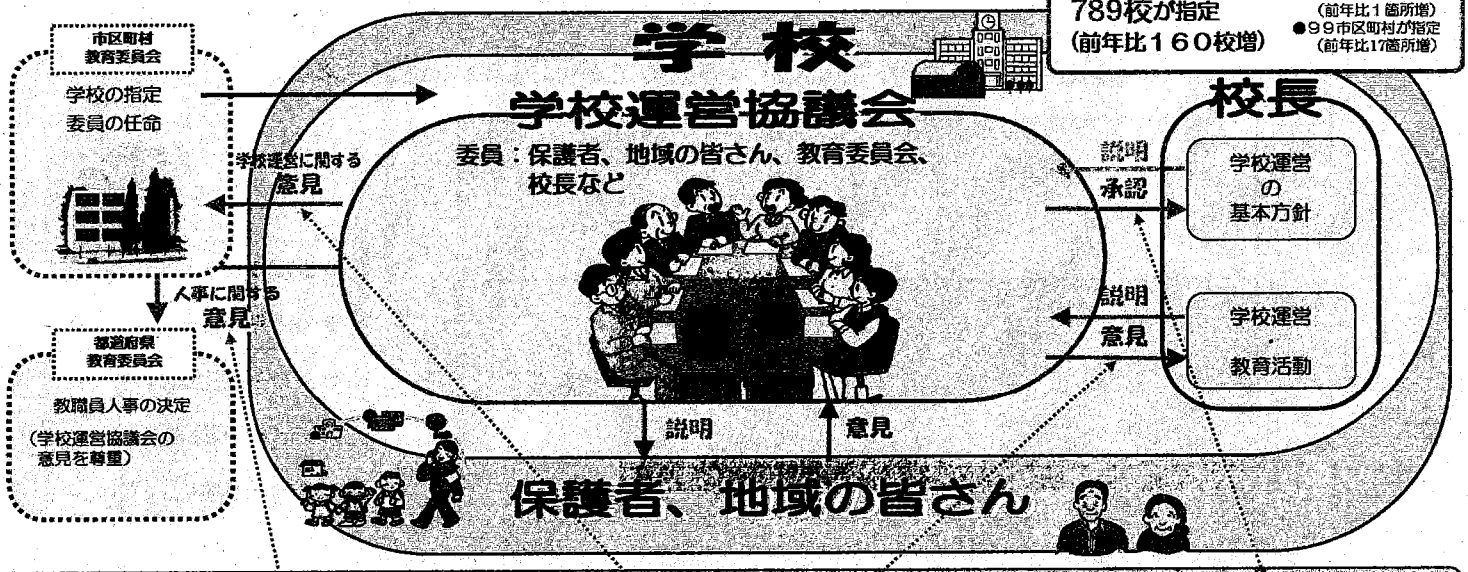

学校運営協議会の主な役割

●教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。
・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」などの意見

●学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校にエアコンを入れて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」などの意見

●校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

平成２３年度　コミュニティ・スクールの指定状況

○コミュニティ・スクール　32都府県 789校 が指定
（幼稚園42、小学校539、中学校199、高等学校4、特別支援学校5）

目標：今後3年間で、コミュニティ・スクールの数を、全公立小中学校の1割程度（約1,000校）に拡大

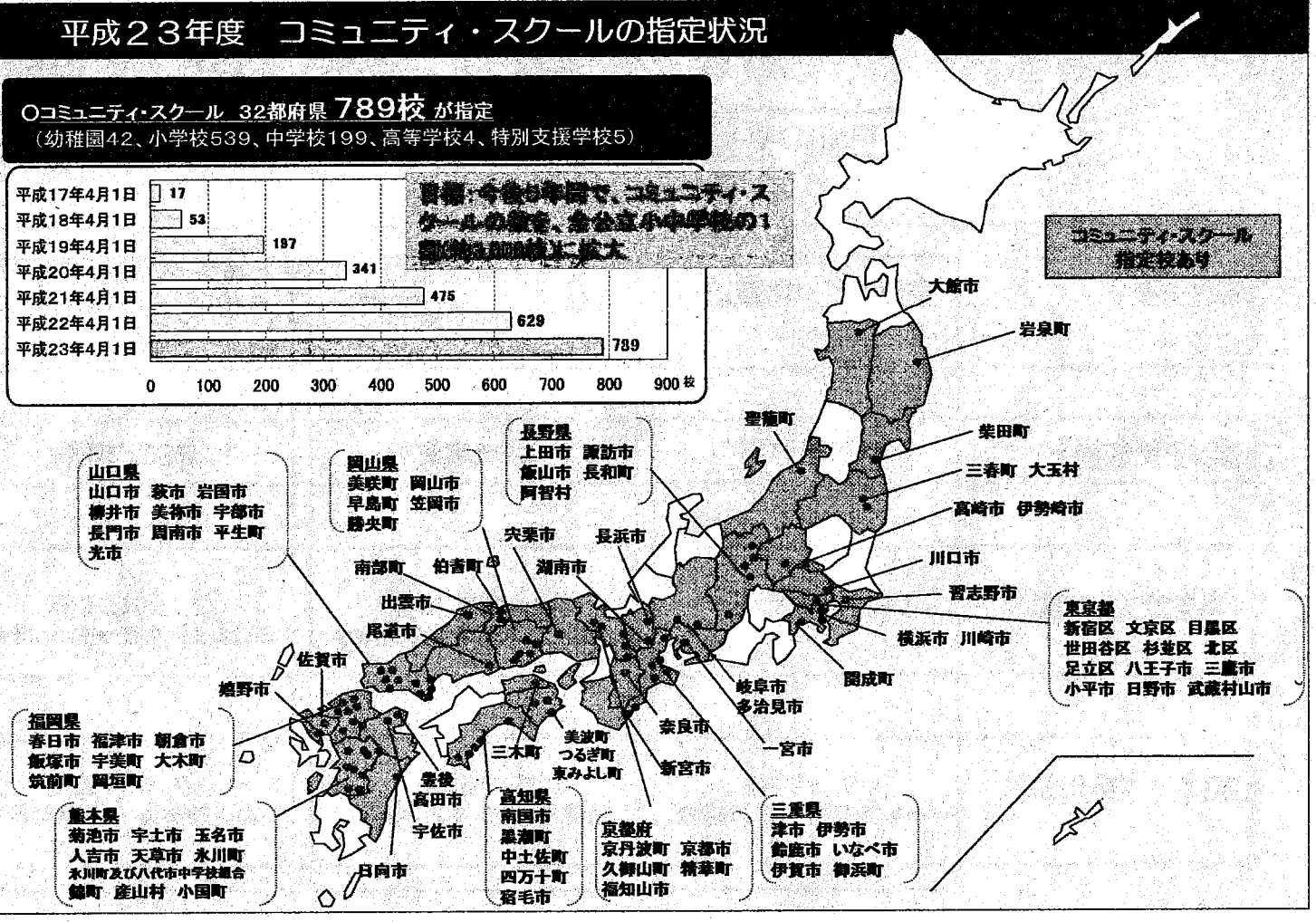

コミュニティ・スクールの取組

○全国のコミュニティ・スクールでは、学校が抱える様々な課題を解決するために、この制度を活用して、地域と連携した学校づくりに積極的に取り組んでいます。
●文部科学省では、コミュニティ・スクールの取組の促進に向けて、制度の普及啓発や制度運用の方策等の研究・開発、指定校の実践についての情報発信などの施策を推進しています。

成果例

○地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が先生役や見守り役として学校に協力。
○保護者の「学校への苦情」が「意見や提案、相談、協力」へと変化。
○学校の課題に対して、自治会等による主体的な支援が拡大。
○地域のお祭りづくりなどに参加する子どもが増え、地域が活性化。

課題例

○協議会の協議が形式的なものにとどまり、委員の意見が十分反映されていない。
○地域住民の参画に偏りがある。
○継続的な取組を進めるための人材や経費がたりない。

○コミュニティ・スクールを設置する教育長等からなる「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクールの意義や好事例の普及を図る。
○コミュニティ・スクールの推進方策の検討を具体的に進める。

文部科学省の取組 <平成23年度>

●制度等普及説明会　<全国２８地域（予定）>
・コミュニティ・スクールがない地域の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした個別説明会を実施します。
●コミュニティ・スクールの推進への取組に係る委託事業　<全国68地域212校>
・これからコミュニティ・スクールを導入しようとする各学校の実情に応じた制度運用の方策等を教育委員会に委託して研究・開発を行います。
●地域とともにある学校づくり推進協議会　<全国6会場>
・専門家によるパネルディスカッションや実践発表等を通じて、コミュニティ・スクールの理解啓発を図ります。
●学校運営協議会委員対象の研究協議会　<全国1会場>
・全国の学校運営協議会委員、教育委員会関係者を対象とした研究協議会を開催し、学校運営協議会の充実した運営に向けた取組を推進します。
◆平成23年度予算額：学校運営支援事業等の推進　約2億円の内数

文部科学省

文部科学省ホームページ<コミュニティ・スクールについて>をご参照ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm
文部科学省ＨＰトップ→教育→小学校、中学校、高等学校→コミュニティ・スクールについて

学校評議員（類似制度を含む）を設置している公立学校数

全公立学校数			設置済み		設置検討中		学校評議員設置校	学校評議員類似制度設置校
			学校数	割合	学校数	割合		
		41,729校	36,075校	86.5％	2,463校	5.9％	31,680校	4,395校
内訳	幼稚園	5,012校	2,283校	45.6％	1,289校	25.7％	1,970校	313校
	小学校	21,801校	19,869校	91.1％	765校	3.5％	17,546校	2,323校
	中学校	10,021校	9,183校	91.6％	339校	3.4％	8,159校	1,024校
	高等学校	3,917校	3,815校	97.4％	64校	1.7％	3,209校	606校
	中等教育学校	20校	20校	100.0％	0校	0.0％	17校	3校
	特別支援学校	958校	905校	94.5％	6校	0.6％	779校	126校

公立学校における学校評議員（類似制度を含む）の設置状況（全公立学校種合計）

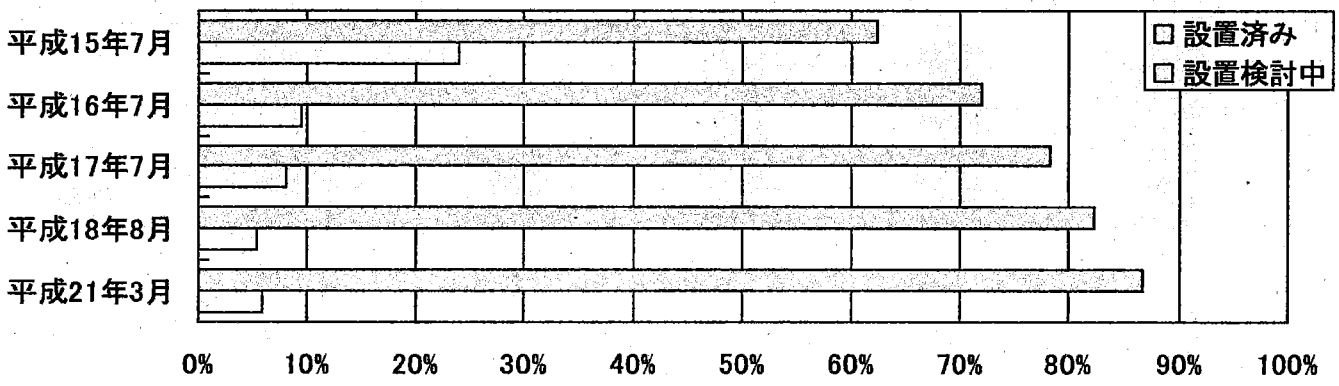

（注）「学校評議員類似制度」とは、趣旨や目的が学校評議員とほぼ同じ制度のうち、学校評議員制度の要件を一部満たして以内制度。

学校評価等実施状況調査結果（平成20年度間）～学校関係者評価～

1．学校関係者評価の実施状況（公立学校）

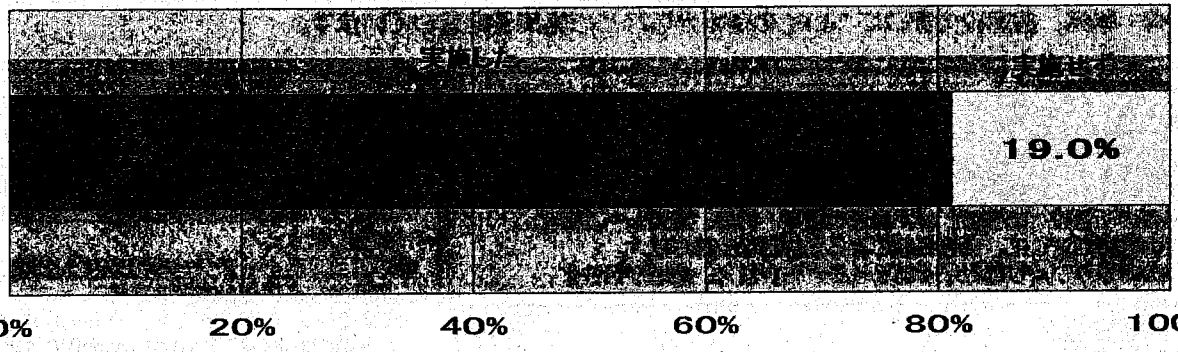

2．学校関係者評価の評価者の構成（公立学校）

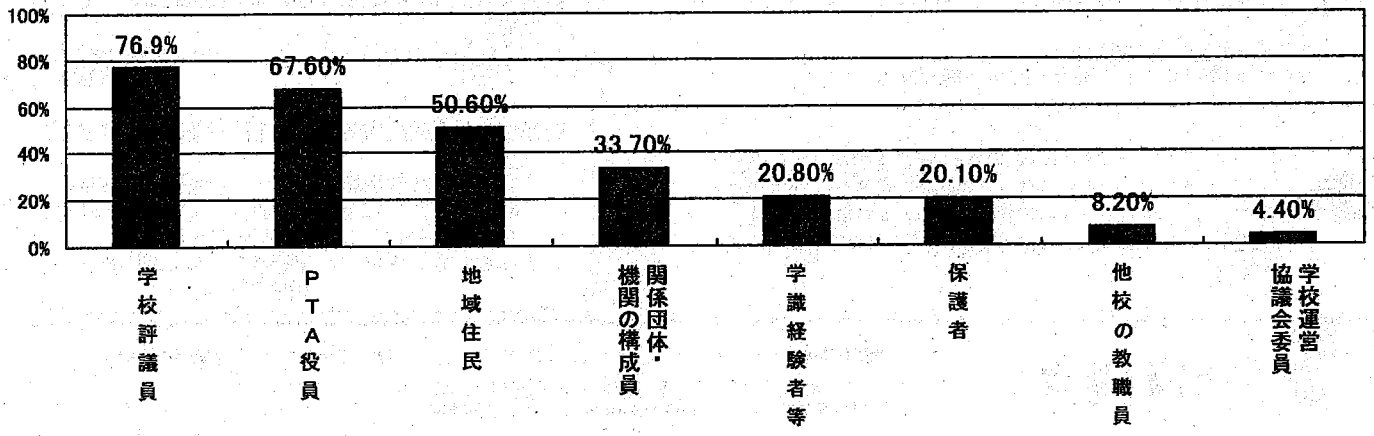

学校評価等実施状況調査結果（平成20年度間）～学校関係者評価～

3．学校関係者評価の評価項目（公立学校）

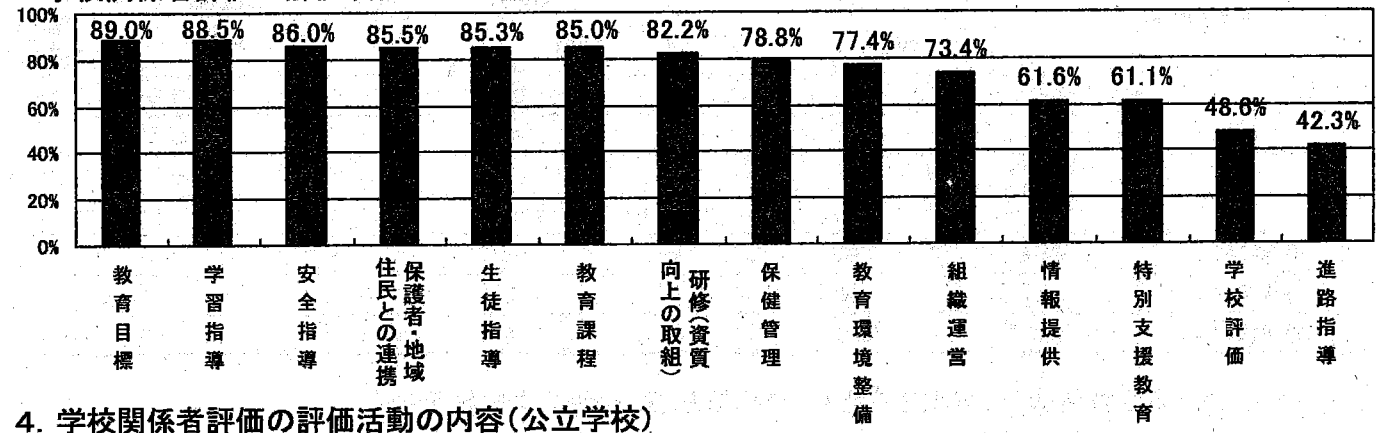

4．学校関係者評価の評価活動の内容（公立学校）

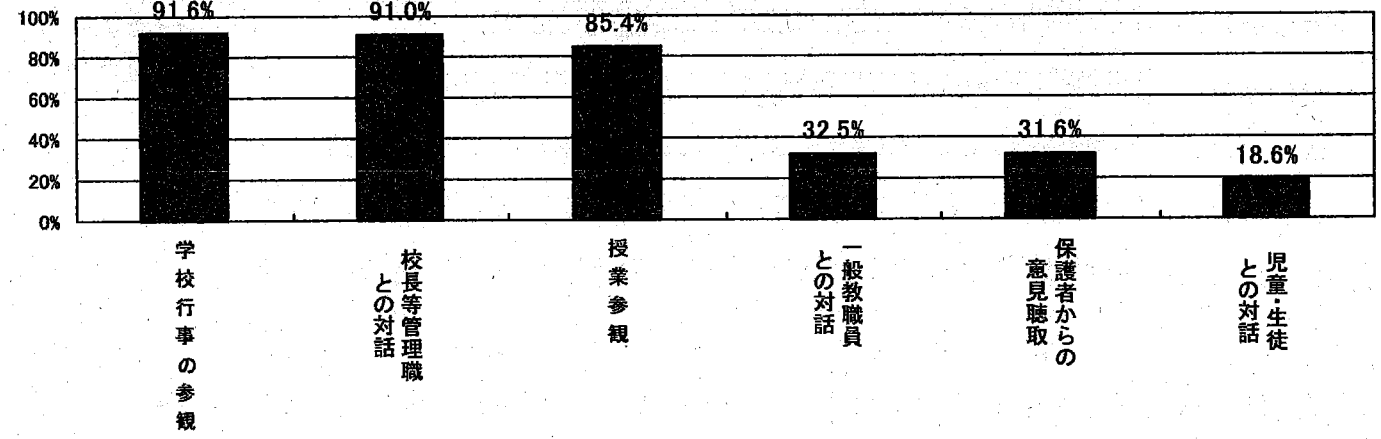

我が国の子どもたちの学力と学習の状況①

◆ 平成22年度全国学力・学習状況調査の結果から

- 平成22年4月20日実施，7月30日結果公表（提供は教育委員会：7月30日，学校：8月2日）
- 小学校第6学年，中学校第3学年の児童生徒（約74万人）が対象
  （95%の確率で，各都道府県の平均正答率が，誤差1%以内の精度（抽出率約30%））
- 対象教科は国語，算数・数学（児童生徒と学校に対する質問紙調査も実施）
- 「知識」と「活用」（知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力など）に関する問題を出題

教科に関する調査の結果

○「活用」に関する問題で，記述式問題を中心に課題が見られる。
※資料や情報に基づいて自分の考えや感想を明確に記述すること，日常的な事象について，道筋を立てて考え，数学的に表現すること 等

○各設問を個別に見ると，「知識」に関する問題においても継続的な課題が見られる。
※文の構成を理解し，伝えたい内容を適切に書いたり，推敲したりすること，割合や比例など，2つの数量の関係を理解すること 等

○中学校調査のうち，19年度調査を踏まえた問題において，小学校調査から引き続き課題が見られるものがある。
※スピーチなどにおける話し方の工夫をとらえる，円の面積をもとめる 等

児童生徒質問紙の結果

○算数の勉強が好きな小学生の割合が21年度と比べやや低くなるなど，今後注意して見ていくべき項目もあるが，関心・意欲・態度，宿題，基本的生活習慣等の多くの項目で肯定的な回答をした小中学生の割合が高くなっている。

○3歳から6歳までの間に，「幼稚園に通っていた」，「保育所に通っていた」，「どちらにも通っていなかった」小中学生の順に，正答率が高い傾向が見られる。

学校質問紙の結果

○国語，算数・数学の宿題をよく与える，宿題の評価・指導をよく行う，国語の指導として書く習慣を身に付ける授業を行う，PTAや地域の人々の参加等，学力向上のための取組等が増加。

○家庭学習の取組として，調べたり文章を書いたりしてくる宿題を出していた学校の方が平均正答率が高い傾向が見られる。

我が国の子どもたちの学力と学習の状況②

◆ OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果から

・PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施

		2000年（平成12年7月調査実施、翌年12月公表）		2003年（平成15年7月調査実施、翌年12月公表）		2006年（平成18年6、7月調査実施、翌年12月公表）		2009年（平成21年6、7月調査実施、翌年12月公表）
読解力（2000年・2009年調査の中心分野）	全参加国・地域	<フィンランド、カナダ、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、スウェーデン、オーストリア、イギリス、フランス、ベルギー、アイスランド、ノルウェー、米国、デンマーク、スイス、ドイツ、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ギリシャ、ポルトガル、ロシア、イタリア、スペイン、メキシコ、ブラジル、ラテビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク> 上位グループ 522点（8位/32カ国）	有意に低下	<フィンランド、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、スウェーデン、オランダ、ベルギー、日本、ノルウェー、スイス、オーストリア、フランス、デンマーク、アイスランド、ドイツ、ポーランド、スロバキア、スペイン、チェコ、ハンガリー、ギリシャ、ポルトガル、イタリア、ルクセンブルク、メキシコ、ブラジル、ラトビア、リヒテンシュタイン、ロシア、チュニジア、インドネシア、アルバニア、ペルー、タイ、コロンビア、カタール、アルゼンチン> 498点（14位/41カ国）	有意差なし	<韓国、フィンランド、香港、カナダ、台湾、ニュージーランド、アイルランド、オーストラリア、オランダ、リヒテンシュタイン、スイス、日本、マカオ、ベルギー、エストニア、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スウェーデン、オーストリア、チェコ、フランス、イギリス、ハンガリー、ルクセンブルク、ポルトガル、アイスランド、スペイン、ラトビア、スロバキア、イタリア、米国、ギリシャ、チリ、イスラエル、トルコ、ロシア、ウルグアイ、タイ、メキシコ、ブラジル、コロンビア、チュニジア、アルゼンチン、インドネシア、カタール、アゼルバイジャン> 498点（15位/57カ国）	有意に上昇	<上海、韓国、フィンランド、香港、シンガポール、カナダ、ニュージーランド、日本、オーストラリア、オランダ、ベルギー、エストニア、スイス、ポーランド、アイルランド、スロベニア、フィンランド、ポルトガル、ノルウェー、イギリス、アイスランド、ドイツ、ルクセンブルク、イタリア、ハンガリー、スペイン、ラトビア、スロバキア、チリ、イスラエル、ギリシャ、トルコ、ポルトガル、ウルグアイ、タイ、メキシコ、ブラジル、コロンビア、ヨルダン、チュニジア、アルゼンチン、インドネシア、カタール、アゼルバイジャン> 520点（8位/65カ国）
	OECD加盟国	（6位/28）		（12位/30）		（15位/30）		（8位/34）
数学的リテラシー（2003年調査の中心分野）	全参加国・地域	<上位グループ> 557点（1位/32カ国）	前回と共通領域の正答率は変化なし（注1）	<上位グループ> 534点（6位/41カ国）	有意に低下	<OECD平均より高得点グループ> 523点（6位/57カ国）	有意差なし	<上位グループ> 529点（9/65カ国）
	OECD加盟国	（1位/28）		（4位/30）		（10位/30）		（4位/34）
科学的リテラシー（2006年調査の中心分野）	全参加国・地域	<上位グループ> 550点（2位/32カ国）	有意差なし	<上位グループ> 548点（2位/41カ国）	共通問題の正答率は変化なし（注2）	<上位グループ> 531点（6位/57カ国）	有意差なし	<上位グループ> 539点（5位/65カ国）
	OECD加盟国	（2位/28）		（2位/30）		（3位/30）		（2位/34）

※1 2000年、2003年の共通領域の結果で比較
※2 出題の枠組みが変わったため、比較可能な共通問題の結果で比較

◆ IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2007）の結果から

	小学校	
	算数	理科
2007年（第5回）	568点（4位/36か国）	548点（4位/36か国）
2003年（第4回）	565点（3位/25か国）	543点（3位/25か国）

	中学校	
	数学	理科
2007年（第5回）	570点（5位/48か国）	554点（3位/48か国）
2003年（第4回）	570点（5位/46か国）	552点（6位/46か国）

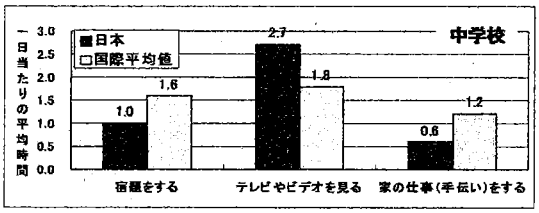

	勉強は楽しいと思う（小学校）	
	算数	理科
2007年	70%	87%
2003年	65%	81%
国際平均（2007）	80%	83%

・TIMSS調査はIEA（国際教育到達度評価学会）が昭和39年から行っている調査で、2007年は、小学4年生と中学2年生を対象に算数・数学、理科について調査。

・PISA調査のように「活用する力」ではなく、学校カリキュラムを通してどの程度知識が身についたかを調査。

・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位。平均得点はすべて前回以上だが、統計上の誤差を考慮すると前回と同程度。

・小学校で一部改善が見られるが、学ぶ意欲や学習習慣に課題があり、また、テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短いなど生活習慣にも課題。

中高一貫教育校について

中高一貫教育制度は、これまでの中学校・高等学校に加えて、生徒や保護者が中高一貫教育も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を図るものであり、平成11年4月から制度化されている。

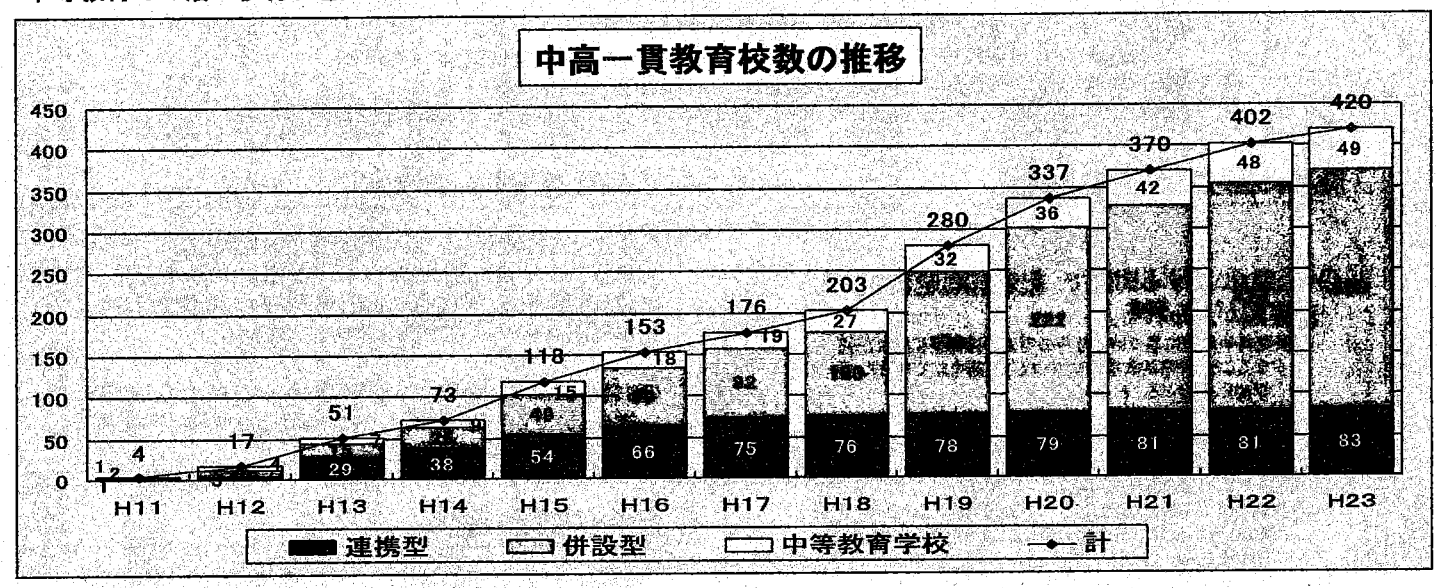

※平成23年度の設置状況の内訳

区 分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公 立	28(28)	69(68)	82(80)	179(176)
私 立	17(16)	218(204)	1(1)	236(221)
国 立	4(4)	1(1)	0(0)	5(5)
計	49(48)	288(273)	83(81)	420(402)

注1 ( )内は平成22年度の設置数。
注2 併設型及び連携型は、中学校・高等学校1組を1校として集計。
注3 平成15年度に和歌山県、平成21年度に神奈川県で設置された国立大学附属中学校・県立高校の連携型中高一貫教育校は、公立に含めて集計。

学校規模の現状について

学校規模（学級数）別学校数（平成２３年５月１日現在）

【小学校】

１２学級以下の学校が全体の５１．４％（最も多いのは７学級の学校）

（１～ ６学級の学校 ２０．８％
７～１２学級の学校 ３０．６％）

教職員配置の標準（例） ６学級の学校：教諭 ７人
１２学級の学校：教諭１３．５人

【中学校】

９学級以下の学校が全体の４１．４％（最も多いのは３学級の学校）

（１～ ３学級の学校 １０．５％
４～ ６学級の学校 １５．０％
７～ ９学級の学校 １５．９％）

教職員配置の標準（例） ３学級の学校：教諭 ７．５人
９学級の学校：教諭１４．５人